

# 熊本県公報

号外 第27号  
令和2年(2020年)  
3月31日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 訓 令

- 熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1
- 熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 2
- 熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 3
- 熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 3
- 熊本県こども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 4
- 熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 4
- 熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 4
- 熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 5
- 熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 5
- 熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 6
- 熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 6
- 熊本県職員記章規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 8
- 熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 8
- 熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 8
- 熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 8
- 熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 9
- 熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 9
- 熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 9
- 熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 9
- 熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 10
- 熊本県清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 11
- 熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 12
- 熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 12
- 熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 12
- 熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 12
- 熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 13
- 熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 13
- 熊本県港処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 13
- 熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 14
- 熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 14
- 熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令…………… ( 〃 ) 14
- 熊本県公印規程の一部を改正する訓令…………… (県政情報文書課) 14

## 訓 令

### 熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第34号を削り、第35号を第34号とし、第36号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第5号中「課税免除」の次に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項中第14号を第15号とし、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 熊本県税条例第25条の規定による県税の課税免除(収益事業を行わない特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税の均等割に関するものに限る。)に關するものに関するものに限る。)

第10条第3項第5号ア中「第18条第16項」を「第18条第17項」に改める。  
 第11条第2中「第35号まで、第37号、第38号及び第40号」を「第34号まで、第36号、第37号及び第39号」に改める。  
 第24条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同項第16号中「第2号、第8号及び第9号」を「第1号、第7号及び第8号」に改め、同項第15号と、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号中「第8号」を「第7号」に改め、同項第17号と、同項第17号とする。  
 第37条第3項第1号中「第7号及び第13号」を「第6号及び第12号」に改める。  
 第44条第1項中第48号を削り、第49号を第48号とし、第50号から第53号までを1号ずつ繰り上げる。  
 第69条第2項第1号中「第39号」を「第38号」に改め、同項第3号中「第24条第1項第10号から第12号まで」を「第24条第1項第9号から第11号まで」に改める。  
 第83条第3項第1号中「第24条第1項第10号から第13号まで及び第15号」を「第24条第1項第9号から第12号まで及び第14号」に改める。  
 第92条中「第1項第13号」を「第1項第12号」に改める。  
 第102条第1項第1号中「第13号」を「第12号」に改める。

別表第2県北広域本部阿蘇地域振興局の項中 

工務第一課
工務第二課

 を 

工務課
-----

 に改める。

別表第8総務部の課税課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。  
 4 収益事業を行わない特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税の均等割に関する課税免除に關すること。

別表第12土木部の部工務第一課の項課の欄中「工務第一課」を「工務課」に改め、同項分掌事務の欄第1号中「並びに平成24年7月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る改良復旧建設工事」を削り、「次号、第4号及び第5号までの」を「以下この表」に改め、同項同欄第3号中「(平成24年7月九州北部豪雨に起因する河川及び砂防に係る国費又は県費による補助工事を除く。)」を削り、同部工務第二課の項を削る。

別表第13総務部の課税課の項分掌事務の欄に次の1号を加える。  
 4 収益事業を行わない特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税の均等割に關する課税免除に關すること。

別表第17総務部の部税務課の項分掌事務の欄中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。  
 6 収益事業を行わない特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に係る法人の県民税の均等割に關する課税免除に關すること。

附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第6号**  
**熊本県公営企業管理規程第6号**

本庁各部(公室・局)課(グループ)  
 各 地 方 出 先 機 関  
 企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令  
 熊本県行政文書管理規程(平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。  
 別表第1の1の項中「企画課 企」を「企画課 企 統」に改め、「統計調査課 統」及び「国際スポーツ大会推進課 国ス推」を削る。  
 別表第1の2の項中「工務第一課 阿蘇工一」を「工務課 阿蘇工」に改める。  
 工務第二課 阿蘇工二

附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第7号**

本庁各部(公室・局)課(グループ)  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令  
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	商工観光労働部商工労働局労働雇用
商工観光労働部新産業振興局産業支援課	商工観光労働部新産業振興局エネルギー
商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	商工観光労働部観光経済交流局国際
商工観光労働部商工政策課	商工観光労働部商工労働局商工振興
	商工観光労働部商工労働局労働雇用
	商工観光労働部新産業振興局産業
	商工観光労働部新産業振興局エネルギー
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局観

創生課
ギ一政策課
課
興金融課
用創生課
支援課
ルギ一政策課
光物産課

を

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員被服類貸与規程（昭和38年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
別表第2技術短期大学校に勤務する職業訓練指導員の部電子システム技術科及び情報システム技術科の担当の教授、准教授及び講師の項中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

熊本県公営企業管理規程第5号  
熊本県病院局管理規程第7号  
熊本県教育委員会訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
企 業 局  
病 院 局  
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫  
熊 本 県 病 院 事 業 管 理 者 吉 田 勝 也  
熊 本 県 教 育 長 古 閑 陽 一

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令  
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第1中「土木部政策審議監 国際スポーツ大会推進部政策審議監」を「土木部政策審議監」に改める。  
別表第2中「土木部政策調整審議員 国際スポーツ大会推進部審議員（2人以上あるときは国際スポーツ大会推進部長が指定する者）」を「土木部政策調整審議員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県子ども総合療育センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県子ども総合療育センター処務規程（昭和30年熊本県訓令第1170号）の一部  
を次のように改正する。  
第3条第6項中「訓練長」を「リハビリテーション長」に改める。  
第4条第5項中「訓練長」を「リハビリテーション長」に、「訓練に」を「リハビリテ  
ーションに」に改める。  
第5条第1項事務部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。  
第5条第1項診療部の項に次の1号を加える。  
(9) 栄養及び給食に関すること。  
第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同  
号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1  
号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第17  
号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県環境センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県環境センター処務規程（平成18年熊本県訓令第31号）の一部を次のように改  
正する。  
第2条第1項中「館長及び副館長」を「所長」に改める。  
第3条第1項中「館長」を「所長」に、「館の業務」を「所務」に改め、同条中第2項  
を削り、第3項を第2項とする。  
第5条中「館長」を「所長」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7  
号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「  
第5号から第7号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号と  
し、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第16号中「第12号」を「第  
11号」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第17号を第16号とし、第18号か  
ら第20号までを1号ずつ繰り上げる。  
第6条第1項中「館長の」を「所長の」に、「館長が」を「所長が」に、「副館長」を  
「所長があらかじめ指定した職員」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立技術短期大学校処務規程（平成9年熊本県訓令第37号）の一部を次のように  
改正する。  
第3条第4項中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。  
第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ず  
つ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改  
め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第16号ま  
でを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同項  
第16号とし、同項中第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰  
り上げる。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第3条第4項に規定する電子システム技術科には、改正後の第3条第4項の  
規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しな

くなる日までの間、科長を置くものとする。

熊本県訓令第13号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。
  - 4 農産園芸研究所ほ場管理室に第一管理係、第二管理係及び第三管理係を置く。
  - 第2条に次の4項を加える。
  - 6 生産環境研究所ほ場管理室に第一管理係、第二管理係及び第三管理係を置く。
  - 7 畜産研究所畜産管理室に第一管理係、第二管理係、第三管理係及び第四管理係を置く。
  - 8 アグリシステム総合研究所ほ場管理室に第一管理係、第二管理係及び第三管理係を置く。
  - 9 果樹研究所ほ場管理室に第一管理係、第二管理係及び第三管理係を置く。
- 第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号中「第14号」を「第13号」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第20号を第19号とし、第21号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1農産園芸研究所の項中「バイオ育種研究室」を「ほ場管理室」に、同表生産環境研究所の項中「病害虫研究室」を「ほ場管理室」に、同表畜産研究所の項中「飼料研究室」を「飼料研究室 畜産管理室」に、同表アグリシステム総合研究所の項中「いぐさ普及指導室」を「ほ場管理室」に、同表果樹研究所の項中「病中化学研究室」を「病中化学研究室 ほ場管理室」に改める。

別表第3農産園芸研究所の部野菜研究室の項分掌事務の欄及び同部花き研究室の項分掌事務の欄中「品種育成」の次に「、種苗の増殖」を加え、同部バイオ育種研究室の項を次のように改める。

ほ場管理室	1	試験研究に係るほ場の管理に関すること。	
別表第3生産環境研究所の部に次のように加える。			
ほ場管理室	1	試験研究に係るほ場の管理に関すること。	
別表第3アグリシステム総合研究所の部いぐさ普及指導室の項を次のように改める。			
ほ場管理室	1	試験研究に係るほ場の管理に関すること。	
別表第3果樹研究所の部病中化学研究室の項の次に次のように加える。			
ほ場管理室	1	試験研究に係るほ場の管理に関すること。	
別表第3畜産研究所の部飼料研究室の項の次に次のように加える。			
畜産管理室	1	試験研究に係る家畜の飼養管理及び飼料の管理に関すること。	

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県家畜保健衛生所処務規程（昭和31年熊本県訓令第433号）の一部を次のように改正する。

- 第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 衛生所に審議員を置くことができる。
- 第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 審議員は、上司の命を受け、家畜衛生に関する重要な事項を審議する。
- 第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改

め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県水産研究センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県水産研究センター処務規程（平成2年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(7) 技術室

第5条資源研究部の項第2号並びに同条養殖研究部の項第1号及び第3号中「魚介藻類」を「魚介類」に改め、同条浅海干潟研究部の項第1号中「貝類藻類」を「のりの養殖技術及び貝類」に改め、同条食品科学研究部の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 藻類（のりを除く。）の増養殖技術の試験研究に関すること。

第5条に次のように加える。

技術室

(1) 各研究部の試験研究に係る魚介類等の飼養管理に関すること。

第6条中第6号を削り、第7号から第9号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第14号」を「第13号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員服務規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員服務規程（昭和31年熊本県訓令第1984号の2）の一部を次のように改正する。

第23条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の服務）

第24条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務のうち、第4条から第9条まで、第13条から第13条の12まで、第15条、第16条、第22条及び前条に規定するものについては、これらの規定にかかわらず、知事が別に定める。

別記第4号の3様式を次のように改める。

別記第4号の3様式(第9条関係)

育 児 時 間 休 暇 請 求 書

熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により特別休暇を次のとおり請求します。

1 子の生年月日

年 月 日

2 休暇の取得形態及び時間

取得形態		時 間
<input type="checkbox"/> 毎 日	<input type="checkbox"/> 1日1回	時 分～ 時 分 ( 分間)
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 1日2回	時 分～ 時 分 ( 分間)

3 休暇請求期間

年 月 日から  
年 月 日まで

4 子の養育状況

(1) 承認を受けようとする時間における子の男性職員以外の親による養育

無

(2) 子の男性職員以外の親が育児時間休暇その他の育児のための制度の適用を受けている場合の取得状況

制 度 名	期 間	取 得 形 態	時 間
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分～
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分～
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分～ 時 分

年 月 日

所属名

職

氏

名

印

所属長 氏 名 様

(備考)1 休暇の期間は、あらかじめ一括して請求すること。

2 該当する□には、レ印を記入すること。

3 「2 休暇の取得形態及び時間」の表及び「4 子の養育状況」の(2)の表中「取得形態」欄の( )内には、「毎日」以外の取得形態について具体的に記入すること。(例 毎週月水金)

4 「4 子の養育状況」は、男性職員が請求する場合に記入すること。

5 「4 子の養育状況」の(1)には、子の男性職員以外の親が養育することができない場合に、□にレ印を記入すること。なお、男性職員は、子の男性職員以外の親が養育することができない場合に請求すること。

6 「4 子の養育状況」の(2)の表中「制度名」欄には、育児時間休暇、部分休業その他これに類する制度の名称を記入すること。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県職員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員記章規程の一部を改正する訓令  
熊本県職員記章規程（昭和42年熊本県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項中「臨時職員」を「臨時的任用職員」に改める。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県出納局処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。  
別表第1課長専決事項の欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。  
7 会計年度任用職員の任免（分限及び懲戒による場合を除く。）に関する事。  
別表第5一般の支出に係るものの部中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県ダム管理所処務規程（昭和48年熊本県訓令第67号）の一部を次のように改正する。  
第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第14号中「第9号から第11号まで」を「第8号から第10号まで」に改め、同号を同条第13号とし、同条第15号を同条第14号とする。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県漁業取締事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県漁業取締事務所処務規程（平成9年熊本県訓令第38号）の一部を次のように改正する。  
第5条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県大切畑ダム復興事務所処務規程（平成30年熊本県訓令第8号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第26号までを1  
号ずつ繰り上げ、同条第27号中「第21号」を「第20号」に改め、同条第30号中「第  
21号」を「第20号」に改め、同条第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、同条第30号中「第  
21号」を「第20号」に改め、同条第29号とし、同条中第31号を第30号と  
し、第32号を第31号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第22号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県東京事務所処務規程（昭和27年熊本県訓令第1638号）の一部を次のように  
改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ず  
つ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改  
め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、  
第14号を第13号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第23号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県大阪事務所処務規程（昭和40年熊本県訓令甲第12号）の一部を次のように改  
正する。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第24号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福岡事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県福岡事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第20号）の一部を次のように改正  
する。

第5条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第25号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県自動車税事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県自動車税事務所処務規程（昭和49年熊本県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第26号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県福祉事務所処務規程（昭和26年熊本県訓令第1260号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第27号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉総合相談所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県福祉総合相談所処務規程（平成元年熊本県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第28号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。  
 附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第29号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立清水が丘学園処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県立清水が丘学園処務規程（昭和31年熊本県訓令第1233号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第14号」を「第13号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第30号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県精神保健福祉センター処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県精神保健福祉センター処務規程（昭和47年熊本県訓令第86号）の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第31号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県保健所処務規程（昭和29年熊本県訓令第33号の2）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則  
 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**熊本県訓令第32号**

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
 各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健環境科学研究所処務規程の一部を改正する訓令

熊本県保健環境科学研究所処務規程（昭和29年熊本県訓令第1001号）の一部を次のように改正する。  
 第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号を第19号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第33号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県食肉衛生検査所処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県食肉衛生検査所処務規程（昭和48年熊本県訓令第10号）の一部を次のように改正する。  
 第6条第1項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「第13号」を「第12号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第18号を第17号とし、第19号を第18号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第34号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消費生活センター処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県消費生活センター処務規程（平成28年熊本県訓令第18号）の一部を次のように改正する。  
 第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第35号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター処務規程の一部を改正する訓令  
 熊本県産業技術センター処務規程（昭和31年熊本県訓令第1248号）の一部を次のように改正する。  
 第5条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同項第17号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第18号を第17号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第36号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立職業能力開発校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立職業能力開発校処務規程（昭和33年熊本県訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第12号」を「第11号」に、「第19号から第22号まで」を「第18号から第21号まで」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第37号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立農業大学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県立農業大学校処務規程（昭和58年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第12号を第11号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第38号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県林業研究・研修センター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県林業研究・研修センター処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第12号中「第7号から第9号まで」を「第6号から第8号まで」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第13号を第12号とし、第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げ、同条第18号中「第14号」を「第13号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第39号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県港管理事務所処務規程（昭和30年熊本県訓令第605号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条第16号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第17号を第16号とし、第18号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第40号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県天草空港管理事務所処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県天草空港管理事務所処務規程（平成11年熊本県訓令第23号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1  
号ずつ繰り上げ、同条第23号中「第17号」を「第16号」に改め、同条第26号中「第  
18号」を「第17号」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第27号を第26号と  
し、第28号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第41号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定め  
る。

令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県博物館ネットワークセンター処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県博物館ネットワークセンター処務規程（平成27年熊本県訓令第8号）の一部を  
次のように改正する。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1  
号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第42号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県消防学校処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県消防学校処務規程（昭和38年熊本県訓令甲第46号）の一部を次のように改正  
する。

第6条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り  
上げ、同条第11号中「第6号から第8号まで」を「第5号から第7号まで」に改め、同  
号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1  
号ずつ繰り上げ、同条第17号中「第12号」を「第11号」に改め、同号を同条第16  
号とし、同条中第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号  
とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県訓令第43号

本庁各部（公室・局）課（グループ）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和2年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令  
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項使用する機関の欄中「県央広域本部土木部」の次に「(県央広域本部土木部益城復興事務所を除く。)」を加え、同表中51の項を削り、50の項を51の項とし、16の項から49の項までを1項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の1項を加える。

16	熊本県知事印	方 27	一般文書用 (専用)	県央広域本部土木部 益城復興事務所	県央広域本部土木部益 城復興事務所長
----	--------	------	---------------	----------------------	-----------------------

別表第1の62の項使用する機関の欄中「県央広域本部土木部」の次に「(県央広域本部土木部益城復興事務所を除く。)」を加え、同表中71の項を72の項とし、64の項から70の項までを1項ずつ繰り下げ、63の項の次に次の1項を加える。

64	熊本県県央広 域本部長印	方 21	一般文書用 (専用)	県央広域本部土木部 益城復興事務所	県央広域本部土木部益 城復興事務所長
----	-----------------	------	---------------	----------------------	-----------------------

別表第1に次のように加える。

73	熊本県何企業 出納員印	方 21	会計事務用	企業出納員	企業出納員
----	----------------	------	-------	-------	-------

別表第2中51を削り、50を51とし、16から49までを1ずつ繰り下げ、15の次に次のように加える。

16



縦 27          横 27

別表第2中71を72とし、64から70までを1ずつ繰り下げ、63の次に次のように加える。

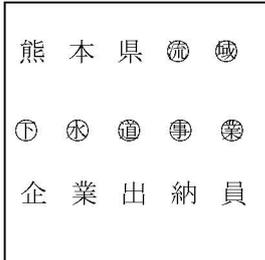
64



縦 21          横 21

別表第2に次のように加える。

73



縦 21          横 21

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。